

香川地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

香川労働局及び香川県は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の規定に基づき、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練(同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。)を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う香川地域職業能力開発促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

なお、設置主体は香川労働局及び香川県とする。

2 構成

協議会の委員は、別添に掲げる者を香川労働局長が委嘱する。

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 委員の任期は、毎年3月31日までとする。但し、再任を妨げない。

3 協議会の開催

協議会は、原則として年2回開催し、中央訓練協議会の開催に合わせて開催する。

4 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

5 事務局

協議会の事務局は、香川労働局職業安定部に置く。

6 その他

- (1) 協議会の議事については、協議会において申し合わせた場合を除き公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。